

<株式会社嶺南ケーブルネットワーク契約約款 新旧対象表>

対象の約款	改正前	改正後
株式会社嶺南ケーブルネットワーク 光ケーブルテレビサービス契約約款（第12条5項追加） 株式会社嶺南ケーブルネットワーク 光インターネット契約約款（第30条3項追加） 有線テレビジョン放送の線路と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款（第30条3項追加） ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約（第9条3項追加） ケーブルプラスホーム電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約（第6条3項追加）	—	契約者は、請求内容及び領収書の確認は、当社が提供するマイページより行うものとします。書面での口座振替案内、請求内訳書、支払証明書等の通知物の発行を希望する場合、契約者は当社に届出の上、別表に定める手数料を支払うものとします。
株式会社嶺南ケーブルネットワーク 光ケーブルテレビサービス契約約款（第12条6項） 株式会社嶺南ケーブルネットワーク 同軸ケーブルテレビサービス契約約款（第11条6項）	利用料金には、チャンネルガイド1冊の購読料を含むものとします。	当社が発行するチャンネルガイドは、当社の規定するプランの契約者かつ希望する場合にのみ配付します。
株式会社嶺南ケーブルネットワーク 同軸ケーブルテレビサービス契約約款（全条文）	—	株式会社嶺南ケーブルネットワーク 光ケーブルテレビサービス契約約款に則して、条文修正。
株式会社嶺南ケーブルネットワーク 同軸ケーブルテレビサービス契約約款	第2条 当社は、この約款を総務大臣に届け出た上で改正することがあります。この場合、当社から契約者に改正事項の通知をしたときは、承認したものとする。なお、最新の約款は当社ホームページにて公開する。	第2条 当社は、本約款を総務大臣に届け出た上で改正することがあります。この場合には、料金その他提供条件は、改正後の約款によります。なお、当社が改正後の本約款を契約者に通知したとき、または当社のホームページ上で閲覧可能状態に付したときから、契約者は改正後の本約款に従うものとします。
	第16条 2 (略) ただし当社が認めた場合に限り利用料は6ヶ月分、1ヶ年分を前納することができる。	削除
	—	第21条 3 本条による契約解除の場合、サービス提供に係る当社設備（第8条に定める契約者の所有とするものを除きます。）と契約者設備との接続を解除します。

※その他、改正後の約款をご確認ください。